

新型コロナウイルスの感染者が確認された場合等の対応について

1. 市立認定こども園

(1) 感染者

対象者	状態	対応 1
園児	感染が確認	判明した日の翌日から概ね3日間の臨時休園※ (判明した日は、速やかにお迎えを要請。)
職員等		

※保健所の指示及び助言を踏まえ、感染症防止対策及び体制整備に必要な期間を決定します。

(2) 濃厚接触者

対象者	状態	対応 2
園児	濃厚接触者に特定※	対象者について、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間の出席停止を伝達
職員等		対象者について、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間の自宅待機（特別休暇）

※PCR検査の結果が「陰性」であった場合でも、上記対応2と同様の取り扱いとします。

【対象者（園児・職員等）と同居する親族等について】

※感染が確認された場合、上記対応2と同様の取り扱いとします。

※濃厚接触者に特定された場合、状況をお聞きした上で、必要に応じて登園自粛を要請します。

【その他感染拡大防止のための留意点】

発熱や呼吸器症状が認められる場合には登園を避けていただくようお願いします。また、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取り扱いとします。

※呼吸器症状等が感染性のものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。

2. 私立園

いずれも市立認定こども園と同様の対応を要請するものとします。